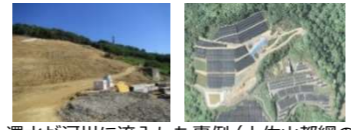



1 流域保全区域設定により目指す課題解決

審議会提言 (H31.3)

目的	鏡川の清流及び流域の自然環境に悪影響を及ぼす恐れのある配慮のない開発行為（「濁水の流出を招く行為」「自然景観の質の低下を招く行為」）に対応するため、広範囲を面的に指定する新たな区域（流域保全区域）を導入することで鏡川中上流域における開発・建築行為の規制誘導を図る。	
規制対象行為	高知市土地保全条例に基づく届出対象行為	
範囲	鏡川の朝倉堰より上流の流域全体	
規制手法	区域の指定、届出、届出内容の公表、「環境配慮指針」に基づく行政指導	

2 流域保全区域案

提言をもとに、鏡川清流保全条例の趣旨との適合性、既存の自然関係保全区域との制度バランス、他市の河川条例の規制状況等を考慮し、流域保全区域案を以下のとおり仮置きした。

	設定案	設定理由
目的	開発行為に伴う濁水による鏡川の水質の悪化防止	条例趣旨である「清流及び水辺環境の保全」に影響を及ぼすと考えられることから設定
規制対象行為	濁水の流出を招く開発行為 ①土地の形状変更（面積 1,000 m ² 以上（土地の傾斜角度が 15 度を超える地域は面積 500 m ² 以上）かつ切盛土の高さ 50 cm以上） ②木竹の伐採（面積 1,000 m ² 以上）	他都市の河川条例や他法令の規制行為を参考に、濁水の流出が想定される行為を設定
範囲	朝倉堰より上流の鏡川本川、一次支川、二次支川及び梅ノ木川における河川から第一稜線までの範囲 	稜線までを対象とすることで、河川の集水域が範囲となり、対象河川に流れ込む濁水に対応できる。 また、一次支川及び二次支川に梅ノ木川を追加することで、主要な河川の集水域をきれなく対象とできる。
保全手法	①届出 ②届出内容の公表 ③環境配慮指針に基づく行政指導	提言どおり

3 既存法令との役割分担

<土地保全条例>

目的	土地の形状の変更について必要な事項を定め、適正な土地利用を図る ※工事完了後の安全性確保が目的
規制対象行為	①土地の形状変更（開発面積 \geq 1,000 m ² （土地の傾斜角度が 15 度を超える地域は 面積 \geq 500 m ² ）かつ切盛土の高さ \geq 50 cm）
範囲	市内全域
保全手法	・届出 ・工事計画等の公表（標識の設置） ・住民説明会の開催（地域住民からの申出による） ・「技術的基準」への適合義務 ※開発行為完了後の濁水発生防止には効果を発揮するが、開発行為の途中における濁水発生については対象としていない

- 流域保全区域案の指定範囲には、既に森林法や自然公園法をはじめとする他法令の網掛けがかかっている。
- そのなかでも、高知市土地保全条例については、土地の形状変更の規制及び範囲について、流域保全区域案とほぼ同様となる。
- そのなかで、土地保全条例は、技術的基準をもって開発行為完了後の濁水発生を防止できるとする一方、開発行為途中における濁水発生については対象としていないことから、**流域保全区域が追加できる新たな役割は工事施工中における濁水発生防止となる。（役割が極めて限定的）**

4 流域保全区域設定に係る課題

(1)開発により発生する濁水が鏡川に与える影響の説明が困難

条例の規制により、私権に制限をかけるにあたっては、まずは、どのような行為によって、市民にどのような不利益が発生しているのか、事実に基づく現状の把握が必須であるが、開発行為により発生する濁水が鏡川に与える悪影響については、調査が難しく、具体的にどのような不利益が発生しているのかについて十分な説明が困難である。

また、近年の本市における開発において、流域保全区域検討の起因となった事例を除いては、濁水の被害が問題となった事例は確認できておらず、現時点では、開発による濁水に関する鏡川への影響調査を行うことも難しい状況である。

(2)規制基準の設定が困難

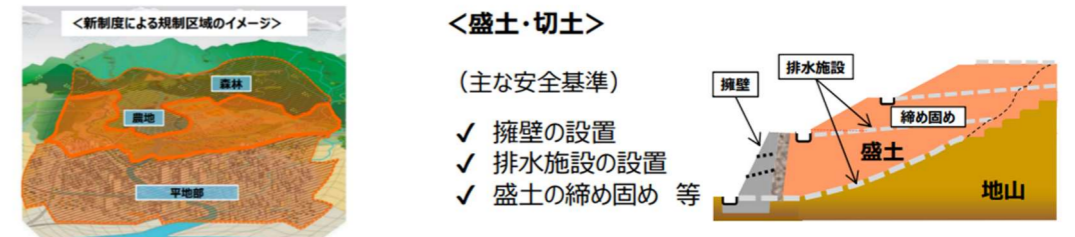
規制をかけるうえでは、水質や開発時の技術的基準といった遵守すべき基準の設定が必要だが、濁水が鏡川に及ぼす影響が明らかになっていないなかでは、基準の設定が困難である。

5 宅地造成及び特定盛土等規制法の公布

静岡県熱海市の大規模な土石流災害等を背景に、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という）が令和 4 年 5 月に公布された。（公布の日から 1 年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行予定）

規制内容 ※詳細は別紙「宅地造成等規制法の一部を改正する法律について」参照

- 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域と指定
- 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
- 特定盛土等規制区域：市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から人家等に危を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- 規制区域内で行われる盛土等が都道府県知事等の許可対象となる。
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 許可に当たって、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施
- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化



- 盛土規制法により、市内の多くの土地が規制区域に指定される見込みである（令和 5 年度に実施する基礎調査をもとに区域を指定する予定）。
- 盛土規制法による盛土等に関する工事への規制が、鏡川流域での「配慮のない開発」の抑制につながる。

6 流域保全区域設定に係る仮説

流域保全区域による規制は、工事施工中における鏡川への濁水の流入防止を目的とした限定的なものとなることから、「配慮のない開発」による不適切な土地利用への対応は、盛土規制法をはじめとする既存の土地利用関係法令の運用に委ねることが効果的であると考えられる。